

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教職支援室内規

制定 平成28年5月11日

(趣旨)

第1条 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター規程(以下「センター規程」という。)
第11条第2項に基づき、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教職支援室(以下「教職支援室」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 教職支援室は、学部学生の教員採用への支援を使命として、学部学生の教員志望への意識喚起や教育現場体験の充実を図る。

(部門)

第3条 教職支援室は、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教職支援部門
- (2) 教育ボランティア部門

(教職支援室運営委員会)

第4条 教職支援室に、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教職支援室運営委員会(以下「教職支援室運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教職支援室の運営に関すること。
- (2) 教職支援室の予算に関すること。
- (3) 教職支援室諸規程に関すること。

(教職支援室運営委員会の組織)

第5条 教職支援室運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター長(以下「センター長」という。)が指名する教員
 - (2) その他、教職支援室運営委員会が必要と認めた者
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(教職支援室運営委員会の委員長)

第6条 教職支援室運営委員会に委員長を置き、センター長が指名する。

- 2 委員長は教職支援室運営委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、教職支援室の室長を兼任する。

(教職支援室運営委員会の議事)

第7条 教職支援室運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 教職支援室運営委員会の議決は、過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 教職支援室運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、教職支援室の運営に関し必要な事項は、教職支援室運営委員会の議に基づき、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。